經過日誌			報告	荒川	部長	
(月 日)	(摘 要)		主査		課長	

月日	摘要	
4・5	協調会 面会	情報課荒川嘱ハ午後会社ニ至リ工場長ニ面接ヲ求メタルニ不在ノ為メ庶務課長ニ面会、本件ニ付各項ヲ聴取ス、ソノ際〔大森署長ヨリ千葉鉄工担当幹部ニ対シ本件ニ付争議者側ノ総指揮者タル田口亀造ト会見シテハ如何〕トノ話アリ目下会社ハ本問題ニ付考慮中ナルガ同人トハ会見スルノ可否〕ニ付意見ヲ求メラレタリ.
・	就業 罷業中	在来ハ就業者数名ヲ出シアリシノミナルガ本日ハ二十余名ノ正職ヲ会社ニ出シアリ材料部ハ依然出勤者皆無.
4・11	交渉要求	荒川ハ午後争議本部ニ至リ田口亀造ヨリ聴取セルニ同人ノ談ニ依レバ争議ハ要求条件一脇ニ在リテ会社側ヨリ〔要求ヲ撤回スベシ、ソノ時期ハ七月頃〕トノ答アルモ吾人ハ不満足ニシテ承服セズ〔争議ノ撤回ナスト表示ヲ明言シ一先ヅハ現在ノ三割値上ヲ要求スルモ、ソノ三割以上ハ在来ノ給与ナルモ即ナリ又他会社ニ比シ少ナキ額アルモノ――実施ハ五月一日ナルコト〕ヲ固執スル旨ヲ洩シタ、〔解雇手当規定ハ要求条件ニ認メズ[illegible]〕要求スル積リ
・	集会状況	此ノ時(午後五時)ノ集会者ハ約三十名ニシテ囲碁ナドニ耽リ居リ解雇者ヲ促シテ平穏ナレドモ他ハ争議方面ニ出掛ケタリ
・	調停	町長以下町会議員等ハ調停セント意思ヲ以テ双方ノ間ヲ奔走シツツアリ
4・9	軟派ノ事務所	職工津田外一外十余名ハ蒲田町字高畑478職工大竹嘉一方ニ事務所ヲ置キ協議ス
4・14	開業式	工場ニ従業員ヲ集メ一同ニ挨拶ス 15日ハ公休日ニ付16日ヨリ始業ニ決ス
4・15	解雇手当 休業中賃金ノ要求	田口亀造外二名ハ本日所長ト会見セントシテ会社ニ社長宅ヲ訪ネタルモ不在ノ為メ長坂調査人ニ面接ス、田口ハ(1)三名ノ解雇ハ一時金ヲ出シタルモ近日中ニ於テ復職セシムベキ旨ヲ要求セラレタシヤ、(2)又休業中ノ賃金ヲ支給セラレタシ
4・16	回答	所長ハ解雇者ニ支給セラレタシトノ要求ニ(同ニ其他所長ノ際ニ支給セル者ハ之ヲ支払ヒサル者モアリタリ)支給スル300円ヲ加増スベシト答ヘ田口ハ之ヲ承諾セリ
・	休業中ノ賃金	(2)休業中ノ賃金ノ支給ハ現在会社外ノ者トハ言ヒ難キモノト答フ田口ハ之ヲ諾シ〔実ハ職工ハ賃金値上ケ為リ其ノ交渉ヲ目的トセルモノニテ職工ハ就業ニ同意シ指揮ニ従フモノナルヲ以テ賃銀ヲ得ルコト得セシムルモ当方ニ於テハ之ヲ認メズ〕ト交渉セルハ之ニ在リタリ

本爭議	1. 報爭	號 2.
參考圖書		
目 次		